

社会福祉法人尾北しらゆり福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「当法人」という。）定款第八条および第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会に、評議員が評議員会に、また、その他法人が必要と認めた会議に役員・評議員が出席する際、用いた公共交通機関の費用の実費を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 自宅または職場等より会議会場までの最短且つ最低の料金とする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。